

特集

市の相談窓口を利用しませんか

市では、市民の皆さんとのさまざまな悩みごとにお答えできるよう、相談窓口を設置しています。

相談内容によって、弁護士などの専門相談員による特別相談もあります。ぜひご利用ください。

問い合わせ 市民相談情報課 ☎内線2577、Fax (50) 8409

◆市民相談の流れ

☆日常生活上のさまざまな悩みごと(相続、離婚、近隣トラブル、家族・友人間のトラブルなど)をお持ちの方
☆市役所に相談したいことがあるが、どの部署に相談に行けばいいか分からない方

弁護士や税理士などの専門家に相談したい悩みごとをお持ちの方



一般相談

一般相談をご利用ください。暮らしの相談員が相談をお受けし、悩みごとの解決に協力します。電話での相談もできます。英語での対応も可能です。

☎ (50) 3568 (平日午前8時30分～正午、午後1時～5時)

※面談による相談は、午前は午前11時30分、午後は午後4時30分まで

暮らしの相談員が相談内容から、専門家の意見が必要だと判断した場合

相談する部署が分からない方には、相談内容を聞き取り、適切な部署にご案内します



特別相談・消費生活相談

弁護士や税理士、司法書士や消費生活相談員などが相談に応じます

◆特別相談には、こんな相談があります

実施日時や問い合わせ先など詳細は、7面の「生活などに係る相談窓口」をご覧ください。

中小企業相談

中小企業の創業や資金繰り、経営方針など、中小企業に関するさまざまな悩みをご相談ください。

人権相談

いじめや体罰、配偶者などからの暴力、インターネットでの誹謗・中傷や差別など、日常生活の中で起こる人権に関する困りごとをご相談ください。

労働相談

解雇・パワハラ・賃金不払い、年金・社会保険、各種給付金のことなど、働く上での悩みをご相談ください。

消費生活相談

日常の買い物やサービスを受ける中で、トラブルに遭ったり不安に思ったりしたときはご相談ください。

相談は原則個室で対応し、相談内容は秘密を厳守します



◆広聴

市では、市政に対する市民の皆さんの建設的な意見・提案や要望、質問などを積極的にお聴きし、市政に反映できるよう努めています。

広聴手段は右表の通りです。



手段	内 容
市長陳情	市民団体などから市政に対して適切な措置を求めるもの ※陳情の作成方法など詳細は、市のホームページの市民相談情報課のページをご覧ください
わたしの意見・提案箱	設置場所＝市役所本庁舎・分庁舎、各市民センター・公民館 ※設置場所にある記入用紙をご利用ください。用紙は市のホームページの市民相談情報課のページからダウンロードもできます
インターネット意見・提案箱	市のホームページの市民相談情報課のページから
電話・来庁・手紙・はがき・ファックス	市民相談情報課(〒251-8601朝日町1-1)へ ※書式は問いません



◆藤沢市コールセンター

〈午前8時～午後9時(年中無休)☎ (28) 1000、Fax (54) 2430、✉ ask1000@cc.city.fujisawa.kanagawa.jp〉

藤沢市に関する情報や行政サービスの内容、各種申請や手続き、イベント情報などのお問い合わせを受け付け、迅速に回答や案内を行います。電話のほか、ファックス・Eメールでも受け付けていますので、お気軽にご利用ください。